

## 議案第2号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域  
水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の  
変更及びこれに伴い大阪広域水道企業団規約の一部を変更することについて、関係市町村  
と協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

### 提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、泉大津市、箕面市、門真市に係る水道事業  
の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更することについ  
て関係市町村と協議を行いたく、本案を提案した。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中に岸和田市の次に「、泉大津市」を、富田林市の次に「、箕面市」を、柏原市の次に「、門真市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。